提出資料案内

~日系四世(特定活動告示第43号/日本文化等を理解するための活動)~

- 在留資格認定証明書交付申請
- 1 在留資格認定証明書交付申請書 1通
 - ※ 特定活動U(その他)申請人等作成用1、2、3及び4を使用してください。
- 2 写真(縦4 cm×横3 cm) 1葉
 - ※ 申請前6か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
 - ※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載、申請書の写真欄に貼付してください。
- 3 返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上、必要な額の郵便切手(簡易書留用)を貼付したもの) 1 通
- 4 【日系人であることを証明するもの】
- (1) 曾祖父母(日本人)の戸籍謄本又は除籍謄本(全部事項証明書) 1 通 ※ 発行日から3か月以内のものを提出してください。
- (2) 本国(外国)の機関が発行した曾祖父母、祖父母及び両親の結婚証明書 各1通
- (3) 本国(外国)の機関が発行した祖父母、両親及び申請人の出生証明書 各1通
- (4) 本国(外国)の機関が発行した申請人の認知に係る証明書(認知に係る証明書がある場合の み) 1通
- (5) 申請人の出生届受理証明書又は認知届受理証明書(日本の役所に届出をしている場合のみ) 1 通
 - ※ 「日系四世であること」を証明する資料は、原則として、上記のとおりですが、その他、 申請いただいた後に当局における審査の過程において上記以外の資料を求める場合があり ますので、あらかじめご承知おき願います。

なお、祖父母又は両親のうちいずれかの方が日系人(日系二世又は三世)として本邦に在留している方については、上記(1)から(5)までの全ての資料ではなく、当該日系人の方と申請人の身分関係を証明する資料のみ提出してください。

- 5 【帰国旅費の確保・滞在費支弁方法を証明するもの】
- (1) 預貯金通帳残高証明書(申請人名義のもの) 1通
- (2) 申請人が自ら滞在費を支弁する場合 雇用予定証明書又は採用内定通知書(日本の会社発行のもの) 1 返 ※ 入国後の就労先が決定している場合に提出してください。
- (3) 申請人に代わって滞在費支弁者が日本にいる場合
 - ア 滞在費支弁者の直近1年分の住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの) 各1通
 - ※ 1月1日現在お住まいの市区町村の区役所・市役所・役場から発行されます。
 - ※ 1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている 証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
 - ※ 入国後間もない場合や転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。
 - ※ 発行日から3か月以内のものを提出してください。
 - イ 申請人と滞在費支弁者との関係を証明する資料 1通

- 6 【その他】
- (1) 申請人が本人であることを証明する公的な資料(身分証明書(旅券、IDカード、運転免許 証、選挙人手帳等)) 1 通
- (2) 申告書 1通
- (3) 健康診断の結果を証明する資料 1通
- (4) 申請人の国籍国又は日本に入国する前に居住していた居住国における権限のある機関が発行 した犯罪経歴証明書又は無犯罪証明書 1通
- (5) 日本の公的医療保険に加入すること (又は加入していること) を証明する資料 (上記 6 (2)の 「申告書」又は健康保険証 (写し)) 1 通
- (6) 日本語能力試験N5相当以上の日本語能力を有していることを証する資料(申請人が18歳以上30歳以下の場合は下記※1又は※2、31歳以上35歳以下の場合は下記※3) 1通
 - ※1 日本語能力試験N5以上の日本語能力を有していることを試験により証明する場合、日本語能力試験N5相当として取り扱う試験は、次のとおりです。
 - ア J. TEST実用日本語検定のF-Gレベル試験250点以上
 - イ 日本語NAT-TESTの5級以上
 - ※2 日本語能力試験N4相当の日本語能力を有していることを試験その他の方法により証明する場合には、現時点においては、過去に学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)において、1年以上の教育を受けたことを証する卒業証明書、成績表等の手元にある書類の写し又は通学した期間の申告等が必要です。
 - ※3 日本語能力試験N3相当以上の日本語能力を有していることを試験により証明する場合、日本語能力試験N3相当として取り扱う試験は、次のとおりです。
 - ア J. TEST実用日本語検定のD-Eレベル試験500点以上
 - イ 日本語NAT-TESTの3級以上
- (7) 日系四世受入れサポーター誓約書 (個人用又は団体用) 1通
- (8) 日系四世受入れサポーターが個人の場合
 - 日系四世受入れサポーターの住民票 1通
 - ※ 発行日から3か月以内のものを提出してください。
- (9) 日系四世受入れサポーターが団体の場合
 - ア 日系四世受入れサポーターの登記簿謄本 1通
 - ※ 発行日から3か月以内のものを提出してください。
 - イ 活動支援を担当する常勤職員が当該団体の職員であることを証明する資料 1通
 - ウ 当該団体に係る役員及び活動支援担当者一覧表 1通
 - エ 当該団体の主たる活動が国際交流又は地域社会への奉仕を目的とした活動であることを証明する資料 (パンフレット等) 1 通
- (10) 身分を証する文書等 提示
 - ※ 上記(10)については、申請人本人以外の方(申請人の親族又は日系四世受入れサポーター)が申請を提出する場合において、申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。
 - ※ その他、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。
 - ※ 外国語で記載された資料には、翻訳文を添付してください。